

地 市 第 6 3 4 号
令和 5 年 12 月 11 日

静岡県本人確認情報保護審議会 会長 様

静岡県知事 川勝 平太



静岡県本人確認情報保護審議会条例等の一部改正について(諮問)

住民基本台帳法の改正により、附票本人確認情報に関する事項が追加されたことに伴い、以下の条例について、必要な改正を行いたいので、同法第 30 条の 40 第 2 項の規定により諮問します。

1 対象となる条例

- (1) 静岡県本人確認情報保護審議会条例
- (2) 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例

静岡県本人確認情報等保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の 利用及び提供に関する条例の一部改正について

(市町行財政課)

1 住民基本台帳法改正の概要

マイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)は、「住民票」を基礎とした制度であるが、国外転出時に住民票は削除されるため、国外転出者についてはマイナンバーカード等の利用ができない状況にあった。

国外転出者も継続してマイナンバーカード等の利用を可能とするため、「戸籍の附票」(国外転出後も利用可能)を個人認証の基盤として活用する法改正が行われた。

2 法改正による影響

法改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)において、「戸籍の附票」に記載のある氏名、住所、性別、生年月日、性別及び住民票コードの情報(以下「附票本人確認情報」という。)の提供機能が実装されることとなった。

本人確認事務において、国外転出者に限り附票本人確認情報の利用及び提供が可能となる。

これに伴い、以下の条例について一部改正する必要がある。

3 条例改正の概要

(1) 静岡県本人確認情報保護審議会条例

本人確認情報の保護を目的に設置されている審議会の調査審議等の対象に附票本人確認情報も含まれることとなった。

これに伴い、当該審議会の組織及び運営に関して定めている本県の条例についても一部改正を行う。

(2) 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例

本人確認情報と同様に、附票本人確認情報の利用及び提供について、本条例で定めることになる。また、本人確認情報の利用及び提供について状況を公表することとなっていることから、今回の改正により、附票本人確認情報についても、その公表対象に含まれることになるため、本県の条例の一部改正を行う。

4 条例改正のスケジュール(案)

| 事 務 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|-----|----|----|----|
| 本人確認情報保護審議会 | | | | |
| 県議会定例会への条例案上程 | | → | | |

法改正の概要

背景

令和元年5月31日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)」が公布され、住民基本台帳法等が改正された。



法改正の内容

- ・ 国外転出届時に希望者は市町村窓口にて継続利用手続を行うことでマイナンバーカード、公的個人認証(電子証明書)を国外で継続利用可能とする。
- ・ 国外転出後もマイナンバーカード、公的個人認証を新規発行することを可能とする。
- ・ 上記を実現すべく、国外転出後も利用可能な戸籍附票を個人認証の基盤として活用し、戸籍附票に記載された氏名、住所、生年月日、住民票コード等の情報の附票本人確認情報として管理を行う。
- ・ また、求めに応じ、附票本人確認情報の提供を行う。

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
 - 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- 例) ・ マイナポータルの利用 ・ 年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
・ 将来的には在外投票におけるインターネット投票
- <参考> ・ 国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
・ 年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等)
- ② 国外転出者の電子証明書の執行事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に執行

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

戸籍の附票の記載事項について

現行の記載事項

- | | |
|------------|---------|
| ①戸籍の表示 | ⑤出生の年月日 |
| ②氏名 | ⑥男女の別 |
| ③住所 | |
| ④住所を定めた年月日 | |

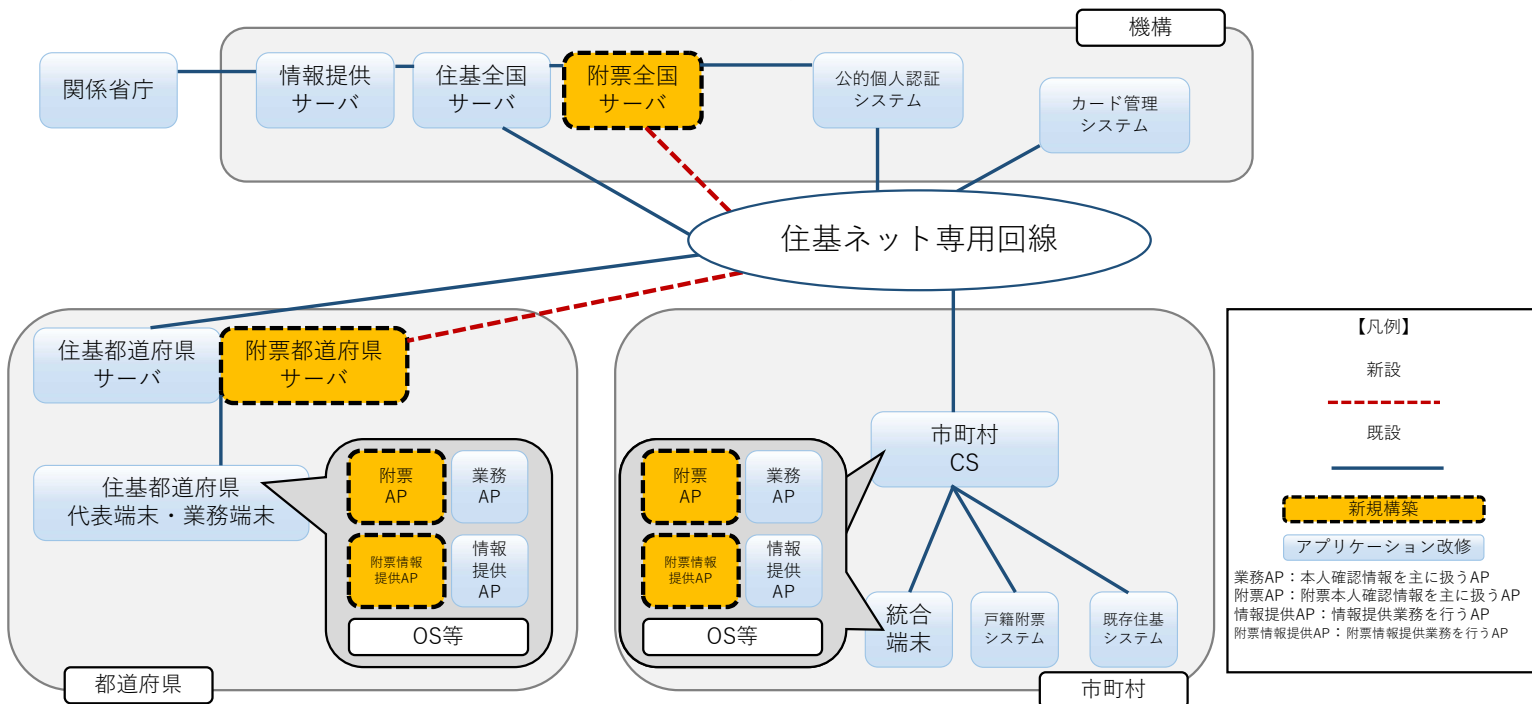


改正後の記載事項

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ①戸籍の表示 | ⑤出生の年月日 |
| ②氏名 | ⑥男女の別 |
| ③住所(国外転出者の場合、その旨) | ⑦住民票コード |
| ④住所を定めた年月日 (国外転出者の場合、転出の予定年月日) | |

制度改正に伴うシステムの観点での変更点

制度改正の内容を実現するため、附票全国サーバ、附票都道府県サーバの新規構築をする。
また、市町村においては既存の市町村CS上に新APを導入する。



附票本人確認情報の利用及び提供について

(市町行財政課)

1 概要

住民基本台帳法等の改正により、国外転出後も利用可能な「戸籍附票」を個人認証の基盤として活用することとなった。

従来は、住民票のみを個人認証の基盤としていたため、国外転出した場合に本人確認情報は住民票とともに削除されていた。

今回の改正により、戸籍の附票の記載情報を附票本人確認情報として管理を行うことになり、本人確認情報の提供を行う既存の情報提供機能と同様に、附票情報提供機能が実装され、国外転出者の4情報検索などが可能となる。

2 附票本人確認情報の項目

| 項目 | 附票本人確認情報の項目 | 説明 |
|------|--------------|---------------------------------------|
| 4情報 | 氏名 | 戸籍附票に記載された氏名 |
| | 出生の年月 | 戸籍附票に記載された出生の年月 |
| | 性別 | 戸籍附票に記載された性別 |
| | 住所 | 戸籍附票に記載された住所 国外転出者は、国名等を分かる範囲で記載 |
| 付随情報 | 附票本人確認情報状態区分 | 【国外転出者の状態区分】 現存(国外)、消除(国外)、死亡等(国外) |
| | 異動年月日 | 戸籍附票に記載された異動年月日 |
| その他 | 個人番号 | 番号利用法等で認められた場合で、照会時に個人番号を請求した場合のみ提供 |

附票本人確認情報は戸籍附票を基礎とした情報であり、戸籍を持たない外国籍の住民については対象外となる。

3 附票本人確認情報で確認できる情報

附票本人確認情報の利用により、国外転出者の4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を確認できるほか、国外転出後の戸籍の届出に基づく氏名等の変更状況や国外転出後の生存状況(生存・死亡)の確認ができる。

4 附票本人確認情報の利用及び提供に係る調査

附票本人確認情報を利用するためには、「静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正が必要となる。

附票本人確認情報を利用する事務について、調査を行った結果、複数の所属で利用できる事務が挙げられたが、現時点では利用する見込みがないため、事務の追加は見送る。

(参考) 調査の結果

附票本人確認情報を利用できる見込みのある事務については以下のとおり。

| 所属 | 対象事務 | 概要 |
|-------|-----------|---------------------------|
| 地域福祉課 | 戦傷病者手帳 | JR 乗車券の申請時に生存状況を確認。 |
| 介護保険課 | 介護支援専門員資格 | 修学資金の返還等の対象者の生存状況を確認。 |
| 教育厚生課 | 退隠料給付 | 退隠料の給付を受けている者の生存状況を確認 |
| 高校教育課 | 教育資金・奨学金 | 教育資金・奨学金の返還等の対象者の生存状況を確認。 |
| | 修学資金 | 修学資金の返還等の対象者の生存状況を確認。 |

全国の状況などを確認しつつ、以下の事務について国外転出者の状況を確認する必要がある発生した場合に、事務の追加を検討する。

第 号議案

静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県本人確認情報保護審議会条例の一部改正)

第 1 条 静岡県本人確認情報保護審議会条例(平成14年静岡県条例第44号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>静岡県本人確認情報保護審議会条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第 3 項の規定に基づき、静岡県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>静岡県本人確認情報等保護審議会条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第 3 項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、静岡県本人確認情報等保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年条例第20号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第 1 項の都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用及び提供の情報の公表)</p> <p>第 5 条 知事は、少なくとも毎年度 1 回、法第30条の15第 1 項及び第 2 項の規定による都道府県知事本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第 1 項の都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)並びに法第30条の44の 6 第 1 項の都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。)の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の利用及び提供の情報の公表)</p> <p>第 5 条 知事は、少なくとも毎年度 1 回、法第30条の15第 1 項及び第 2 項の規定による都道府県知事本人確認情報並びに法第30条の44の 6 第 1 項及び第 2 項の規定による都道府県知</p> |

| | |
|--|--|
| | 事保存附票本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 |
|--|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(案)

令和 5 年 12 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県本人確認情報保護審議会
会長 岡村 真央

静岡県本人確認情報保護審議会条例等の一部改正について(答申)

令和 5 年 12 月 11 日付け地市第 634 号により諮問のあったこのことについて、
慎重に審議した結果、以下の条例の改正が適当であることを認めます。

1 対象となる条例

- (1) 静岡県本人確認情報保護審議会条例
- (2) 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例